

税制優遇措置の対象業種、取得価額等の要件

事業者の規模 (資本金)		1,000万円以下	1,000万円超 5,000万円以下	5,000万円超
対象		機械・装置、建物・付属設備、 構築物に係る取得等		機械・装置、建物・付属設備、 構築物に係る新增設
取得 価 額	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	農産物等販売業・ 情報サービス業等	500万円以上		
国 税	償却限度額	機械・装置：普通償却限度額の32% 建物・付属設備、構築物：普通償却限度額の48%		
	適用期間	5年間		
県 税	個人事業税	生産設備を事業の用に供した日の属する年から3年間 新增設部分に係る個人事業税額の10分の1を事業税額として課税		
	法人事業税	生産設備を事業の用に供した日の属する事業年度年から3年以内に終了する各事業年度 新增設部分に係る法人事業税額の10分の1を事業税額として課税		
	不動産取得税	不動産取得税課税時に適用 建物及びその敷地のうち直接事業の用に供する部分に相当する不動産取得税額の10分の1 を不動産取得税額として課税		
町 税	固定資産税	固定資産税の税率を、3年度に限り、次の各号に定める税率とする。 (1) 初年度分 100分の0.14 (2) 第2年度分 100分の0.35 (3) 第3年度分 100分の0.70		